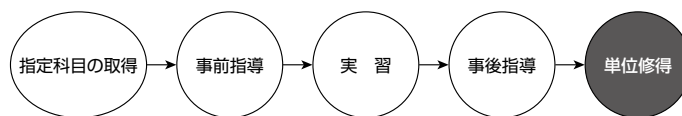


実習について

教育実習、養護実習、保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習、看護実習、博物館実習、介護体験実習等の概要についてまとめたものです。各実習の詳細、申込み手続きについては、各実習ごとの「手引き」によりますが、まず自分の該当する実習のアウトラインをつかんでください。

「実習」の流れ



No.	実習の種類	該当する免許・資格	実習期間
1.	幼児教育実習	幼稚園教諭一種・二種	4 週間
2.	初等教育実習	小学校教諭一種・二種	4 週間
3.	中学校教育実習	中学校教諭一種・二種	4 週間
4.	高等学校教育実習	高等学校教諭一種	2 週間
5.	養護実習	養護教諭一種	4 週間
6.	保育実習	保育士資格	[保育実習] を参照
7.	社会福祉援助技術現場実習	社会福祉士受験資格、高等学校教諭一種（福祉）	24日間
8.	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士受験資格	28日間
9.	介護実習	高等学校教諭一種（福祉）	10日間
10.	看護実習	養護教諭一種	6 日間
11.	博物館実習	学芸員資格	2 週間を原則
12.	介護体験実習	小・中免取得者	7 日間

社会福祉援助技術現場実習（社会福祉士受験資格）、高等学校教諭一種免許状（福祉）

本学で社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする方、および高等学校教諭一種免許状（福祉）を取得しようとする方は、「社会福祉士および介護福祉士法」、「教育職員免許法」に規定するところに従い、「社会福祉援助技術現場実習」の単位の修得が必要となります。

なお、社会福祉国家試験受験資格に係るこの実習の目標は以下の通りです。

- (1) 現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」「専門援助技術」および「関連知識」の内容の理解を深めてください。
- (2) 「専門知識」「専門援助技術」および「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得してください。
- (3) 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいて行動できるようにしてください。
- (4) 具体的な体験や援助活動を、専門的な援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養してください。
- (5) 関連分野の専門職との連携のあり方およびその具体的内容を理解してください。

社会福祉学科

I 現場実習基礎資格について

「社会福祉援助技術現場実習」を実施するために次記の要件を充足していることが必要です。

- (1) 社会福祉士受験資格に必要な学習をしていること。

【1年次入学生】

科目名		単位	要件
専門科目	社会福祉学Ⅰ（含職業指導）	2	単位を修得済みのこと
	社会福祉学Ⅱ	2	
	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
	地域福祉論Ⅰ	2	
	医学一般Ⅰ・Ⅱ	2・2	スクーリング受講、レポート提出により単位を取得済みのこと。
	ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ	2・6	単位を修得済みのこと。
	高齢者福祉論Ⅰ・Ⅱ	2・2	左記の科目より1科目を修得済みのこと。（Ⅰ・Ⅱとも） ※実習施設に関連する科目が望ましい。
	障害福祉論Ⅰ・Ⅱ	2・2	
	児童福祉学Ⅰ・Ⅱ	2・2	
	就労支援論	2	
	更正保護制度論	2	

以上24～26単位（社会福祉援助技術演習をスクーリングで受講済みであることが望ましいです。）

上記の他に、全学共通科目10単位以上（聖徳教育を含む）を修得済みであることが必要です。

総計34～36単位を修得済みであることが必要です。

【2年次編入生】

上記1年次入学生に準じます。

【3年次編入生】

上記1年次入学生の専門科目の単位数（24～26単位）に準じます。

- (2) 社会福祉援助技術現場実習指導（事前指導）をスクーリングにおいて受講していること。
- (3) 社会福祉専門職に就く意志の強固な方であること。
- (4) 健康でかつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げる恐れのない方。

実習先によって健康診断書、細菌検査等が必要となりますので各自確認してください。

※7頁に、実習基礎資格チェックリストがありますので、ご参照ください。

II 実習単位数・時間・時期

社会福祉援助技術現場実習は4単位分の実習を行うことになります。

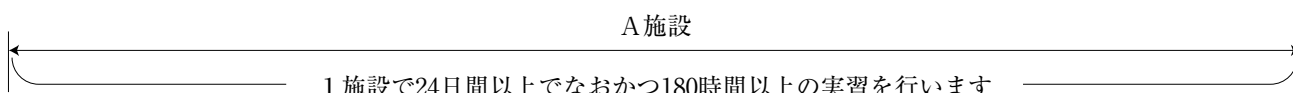
実習の期間は、実務で24日間以上で、かつ180時間以上が必要です。

1日における実務実習時間は、原則として8時間としますが、実習施設の勤務体制に準ずるものとします。

III 実施方法

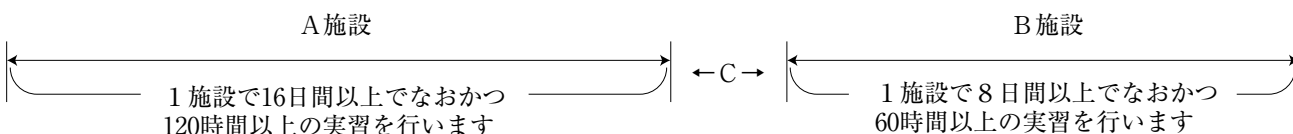
(1) 次のいずれかの方法によります。

① 1回実習



注 ①施設での実習期間は、実習開始日から終了日までが56日間以内であること

② 2回実習



注 ① A施設とB施設は同じ施設でもよい。

② A施設での実習終了からB施設での実習開始までの期間Cは任意とする。

③ 1施設での実習期間は、実習開始日から終了日までがAは16日以上120時間以上、Bは8日以上60時間以上であること。

(2) 実習時期・学年

Iの現場実習基礎資格を充足しているとともに、4月生は3年次10月以降、10月生は3年次4月以降を原則とします。（3年次編入生は4年次以降とします）

ただし、卒業を予定する方は、下記期限までに実習を完了していなければ、卒業と同時に社会福祉士受験資格を取得することはできません。

- ① 3月卒業予定…前年12月25日（予定）まで
- ② 9月卒業予定…同年 6月30日（予定）まで

(3) 実習施設の選定

現場実習の実施施設は次の適用を受ける施設とします。

- ① 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、乳児院・児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ③ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所

- ④ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所、及び身体障害者福祉センター
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター及び（旧）精神障害者社会復帰施設
- ⑥ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- ⑦ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- ⑧ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- ⑨ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- ⑩ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- ⑪ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター
- ⑫ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- ⑬ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設
- ⑭ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設（更生保護施設・障害者職業センター・認知症対応型共同生活・介護事業所・独立型社会福祉事務所など）

※①～⑭の適用を受けていない施設で実施しても、単位認定および国家試験の受験はできません。

※実習施設には資格をもった実習指導者がいるうえで、事前に実習先としての届出が必要となります。

※勤務施設での実習は、勤務を離れ本学学生として実習に専念することを原則に認める場合があります。

(4) 実習の申込みについて

① 実習施設の確保について

- 1 実習施設は学生各自が確保してください。
- 2 実習施設の確保については、施設に自ら足を運び、実習のお願いをしてください。その際、施設が前に述べた施設に該当しているかどうかを確認してください。（「WAMNET」等（ワムネット）でも確認してください。※WAMNETとは、独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療の総合情報サイトです）
- 3 実習期間（2回に分けて行う場合は16日間以上かつ120時間以上と8日間以上かつ60時間以上、1回で行う場合は24日間以上で、かつ180時間以上必要）を十分説明し、実習期間、日数に不足が生じないように依頼してください。

② 実習の手続き

詳細については、現場実習事前指導で説明しますが、概ね以下の通りです。

内 諾…実習事前指導の際に大学より配布する「相談援助実習指導マニュアル」の中にとじ込みの「相談援助実習受入れ内諾書」を施設に提出し、同書の内諾欄に施設（機関）長の署名・捺印を得てください。

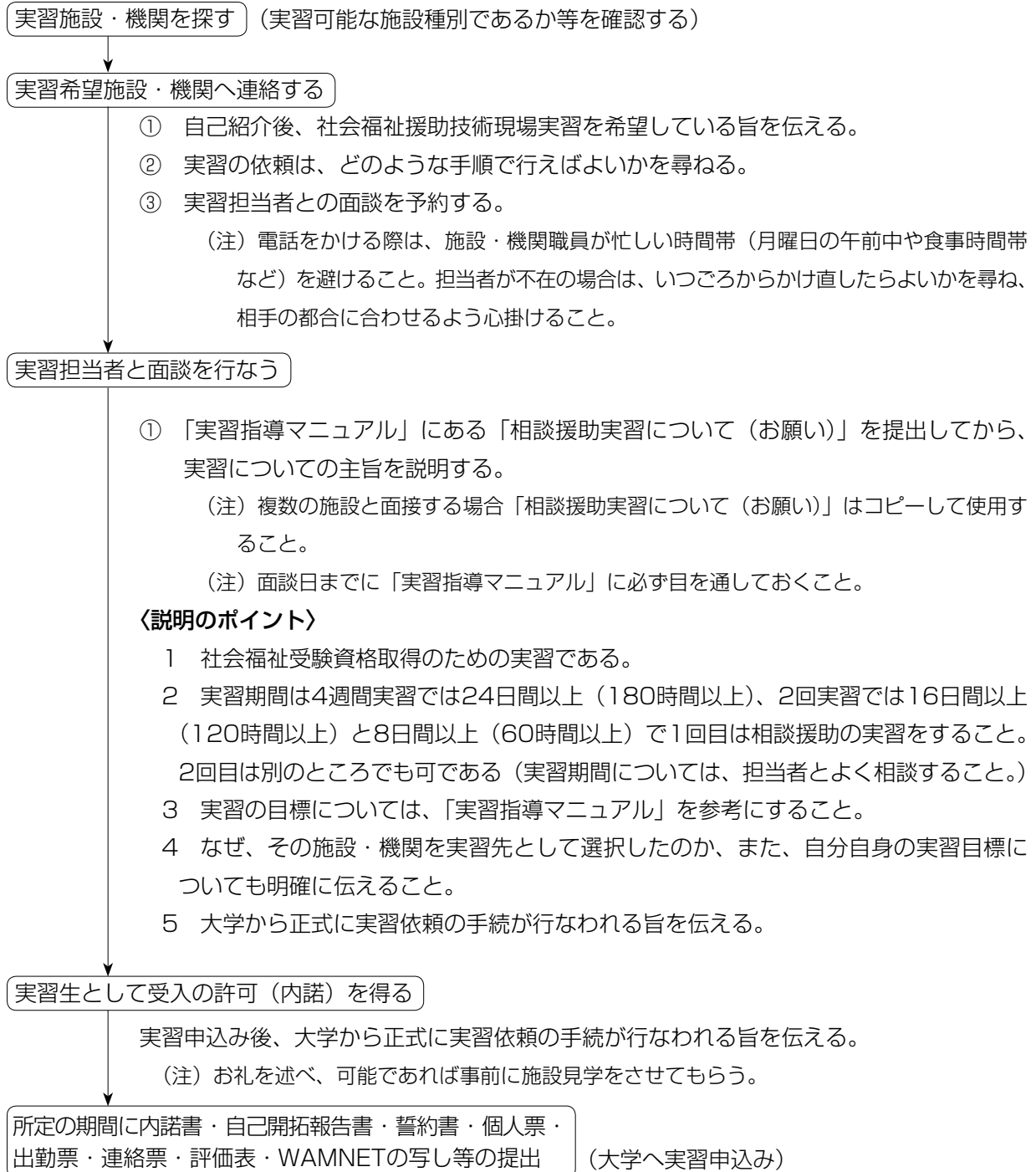
申込み…実習施設の内諾が得られましたら、「相談援助実習指導マニュアル」の中にとじ込みの必要書類（実習自己開拓報告書、学生個人票、出勤簿等）を作成し、内諾書と共に本学へ送付してください。

※課程履修費は、すでに徴収していますが、それを上回る場合は、自己負担とすることがあります。

※「相談援助実習指導マニュアル」、「実習ノート」は、実習事前指導当日に配布します。

参考

自己開拓実習申込みまでの流れ（実習先の選定から内諾、申込み）



③ 提出期限

実習開始日の3ヵ月前まで（必着）

- 1 実習施設によるオリエンテーション…実習施設の指示により事前打合せを十分行ってください。
- 2 現在勤務している施設での実習実施については認めますが、次のことに注意してください。
 - ・「現場実習」の実施施設に該当していること。
 - ・実習期間中は勤務を離れ、本学学生として実習に専念してください。

④ 実習録の提出と返送

- 1 実習終了後、すみやかに施設（実習指導者）に「実習ノート」を提出してください。「実習ノート」

はお礼をかねて、直接受け取りに行ってください。内容を確認後すみやかに、本学に送付してください。

「評価表」は施設から本学に送付されます。

2 施設からの「評価表」と「実習ノート」をもとに採点し、事後指導終了後、実習の評価が確定します。

「実習ノート」は評価確定後、各自に返送します。

国家試験について

試験科目は、午前（10：00～12：15）11科目（「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」・「現代社会と福祉」・「地域福祉の理論と方法」・「福祉行財政と福祉計画」・「社会保障」・「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」・「低所得者に対する支援と生活保護制度」・「保健医療サービス」・「権利擁護と成年後見制度」）と午後（13：45～15：30）8科目（「社会調査の基礎」・「相談援助の基盤と専門職」・「相談援助の理論と方法」・「福祉サービスの組織と経営」・「高齢者に対する支援と介護保険制度」・「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」・「就労支援サービス」・「更生保護制度」）の実施となります。

平成25年度の日程について。受験申込受付期間、9月5日～10月4日、試験日、平成26年1月26日。合格発表は平成26年3月14日となっています。受験手数料は7,540円となっています。試験地は北海道、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島、沖縄の各都道府県。

在学学生は、卒業見込み（3月卒業予定者のみ）で受験ができますが、卒業ができなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。

※9月卒業生の受験は翌年の1月になります。

社会福祉学科（平成26年度入学生）

■社会福祉士、精神保健福祉士受験資格

			1 年次入学生		3 年次編入生	
授業科目名		単位	要件	チェック欄	要件	チェック欄
専 門 科 目	共 通	社会福祉学Ⅰ（含職業指導）	すべて修得 (14単位)		すべて修得 (14単位)	
		社会福祉学Ⅱ				
		社会保障論Ⅰ				
		社会保障論Ⅱ				
		地域福祉論Ⅰ				
		医学一般Ⅰ				
		医学一般Ⅱ				
	社 会 福 祉 士	ソーシャルワーク論Ⅰ	修得のこと(8単位)		修得のこと(8単位)	
		ソーシャルワーク論Ⅱ				
		高齢者福祉論Ⅰ	左記の科目より1科目を修得済みのこと。(Ⅰ・Ⅱとも) ※実習施設に関連する科目が望ましい		左記の科目より1科目を修得済みのこと。(Ⅰ・Ⅱとも) ※実習施設に関連する科目が望ましい	
		高齢者福祉論Ⅱ				
		障害福祉論Ⅰ				
		障害福祉論Ⅱ				
		児童福祉学Ⅰ				
		児童福祉学Ⅱ				
		就労支援論				
		更正保護制度論				
	精 神 保 健 福 祉 士	精神保健福祉援助の基盤（基礎）	すべて修得 (12単位)		すべて修得 (12単位)	
		精神保健福祉援助の基盤（専門）				
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ				
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ				
		精神医学	1 科目以上 修得		1 科目以上 修得	
		精神保健学				
		精神保健福祉論				
		精神障害者の生活支援システム				
	全 学 共 通 科 目	言語と文化Ⅰ	10単位以上 ※聖徳教育を含む			
		言語と文化Ⅱ				
		日本国憲法				
		自然と数理Ⅰ				
		女性と子どもⅠ				
		女性と子どもⅡ				
		生活の科学Ⅰ				
		生活の科学Ⅱ				
		英語				
		体育				
		情報活用				
		聖徳教育				

・社会福祉士は「社会福祉援助技術演習」をスクーリングで受講していることが望ましい。